（別紙７）

収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出

１　単位面積当たり標準的収入額の算出

単位面積当たり標準的収入額は、前年産以前５か年産の各年産における10ａ当たり収入額（各年産における販売価格に各年産における単収を対象作物ごとにそれぞれ乗じて得られる額をいいます。以下同じです。）のうち最大のもの及び最小のものを除いたものを合算し、３で除して得られる額とします。

２　当年産単位面積当たり収入額の算出

当年産における10ａ当たりの収入額（以下「当年産単位面積当たり収入額」といいます。）は、当年産における販売価格に単収を対象作物の種類ごとにそれぞれ乗じて得られる額とします。

３　販売価格及び単収

対象作物の種類ごとの販売価格及び単収は、それぞれ下表に定めるものとします。

ただし、４により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する販売価格又は単収とします。

対象作物	販売価格	単収
米穀	国が公表する都道府県産の産地品種銘柄の相対取引価格（消費税、包装代を除いたものとします。）のうち、当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量の多い順上位３銘柄(当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた当該産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄)について、報告徴収した各産地品種銘柄の価格を年産を通して毎月ごとの相対取引数量で加重平均した価格(以下「年産平均相対価格」といいます。)を各産地品種銘柄の当該年産の前年産のもので	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量（1.7㎜基準ベース）

	米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量で加重平均した価格（当該年産の前年産のもので米穀品位等検査を受けた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均相対価格） ※１　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る販売価格及び数量は、それぞれ交付前年度の３月31日までの取引に係るものを使用します。 ※２　米穀品位等検査を受けた水稲うるち玄米の数量は、当該検査を受けた年産に係る年度の翌年６月30日までのものを使用します。	
麦	小麦（春期には種する小麦と秋期には種する小麦別）、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に、米麦改良協会が定める民間流通麦の入札業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位３銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とします。）について、米麦改良協会が公表した各産地品種銘柄の価格（包装代、消費税等相当額を除いた価格とします。）を年産を通して入札回ごとの落札数量で加重平均した価格（平成23年産以降の小麦にあっては、当該価格に、入札が行われた時点における輸入麦の政府売渡価格に対する、下記に定める取引期間ごとの輸入麦の政府売渡価格の比率を乗じて算出した取引期間ごとの価格を、取引期間ごとの取引数量で加重平均した価格。以下「年産平均価格」といいます。）を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格） 取引期間①　生産年の４月１日から９月30日まで 取引期間②　生産年の10月１日から翌年の３月31日まで	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの。）

	取引期間③　生産年の翌年４月１日から９月30日まで ※　小麦については、平成23年産以降の１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る各産地品種銘柄ごとの年産平均価格にあっては、取引期間③の取引数量として、取引予定数量を使用するものとします。	
大豆	財団法人日本特産農産物協会（以下「特農協会」といいます。）が定める大豆の入札取引に係る業務規程に基づき入札取引が行われた年産に係る都道府県産の産地品種銘柄のうち、落札数量の多い順の上位３銘柄（入札取引が行われた産地品種銘柄が２銘柄である場合にあっては、当該２銘柄とします。）について、特農協会が公表した各銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の落札数量で加重平均した価格（入札取引が行われた産地品種銘柄が１銘柄である場合にあっては、当該１銘柄についての年産平均価格） ※　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る落札価格及び落札数量は、それぞれ翌年の３月31日までの取引に係るものを使用するものとします。	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量
てん菜	てん菜白糖の販売価格を収入分配して得られるてん菜の販売価格（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」といいます。）第21条第２号に規定するてん菜糖製造事業者とてん菜生産者との約定に基づき、各年産のてん菜を原料として製造されるてん菜白糖の販売収入（当該てん菜白糖が主に製造される砂糖年度に適用される価格調整法第22条第２項第３号に規定する額にてん菜白糖の標準的な販売費用の額を加えた額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格のうち北海道平均のものに相当する額）	農林水産統計の都道府県ごとの10ａ当たり収量

でん粉原料用ばれいしょ	糖化用等交付金交付の対象用途に仕向けられるばれいしょでん粉の販売価格を収入分配して得られるでん粉原料用ばれいしょの販売価格（価格調整法第35条第２号に規定するばれいしょでん粉製造事業者とでん粉原料用ばれいしょ生産者との約定に基づき、各年産のでん粉原料用ばれいしょを原料として製造されるばれいしょでん粉の販売収入（価格調整法第36条第２項第３号に規定する額を基礎として当該約定の定めるところにより算出される額）を分配して得られる価格の北海道平均のものに相当する額） ※　１に係る前年産の収入額及び２の収入額に係る価格にあっては、その算出に用いる価格調整法第36条第２項第３号に規定する額は、生産した年の翌年６月末までの間に適用される輸入に係るでん粉につき同法第31条第１項第１号の規定により定められる機構の売戻しの価格を基礎とするものとします。	農業共済制度に係る北海道のでん粉加工用（一類）の10ａ当たり収量

（注１）　１に係る前年産以前５か年産の販売価格のいずれかの年産において、都道府県の産地品種銘柄の価格及び数量がない場合にあっては、前年産以前５か年産及び２の当年産に係る販売価格としては、全て全産地品種銘柄価格（全産地品種銘柄の年産平均価格を各産地品種銘柄の当該年産の前年産もので品位等検査を受けた数量で加重平均した価格をいいます。以下同じです。）を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る産地品種銘柄の価格及び数量がない場合は、当該都道府県の産地品種銘柄の前年産の年産平均価格を当該前年産の落札数量で加重平均した価格に、当年産の全産地品種銘柄価格を前年産の全産地品種銘柄価格で除した数を乗じて得られる価格を使用します。

（注２）　１に係る前年産以前５か年産の単収のいずれかの年産において、都道府県ごとの10ａ当たり収量が公表されていない場合にあっては、前年産以前５か年産及び２の当年産に係る単収としては、当該都道府県の属する全国農業地域別の10ａ当たり収量を使用するものとし、当該全国農業地域別の10ａ当たり収量が公表されていない場合にあっては、全国の10ａ当たり収量を使用します。

ただし、当年産においてのみ当該都道府県に係る単収がない場合は、当該都道府県

の前年産の単収を、前年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収に、当年産の当該都道府県が属する全国農業地域の単収で除した数を乗じて得られる単収を使用します。

４　地域等区分

(1) 地域等区分の設定

単位面積当たり標準的収入額、当年産単位面積当たり収入額及び別紙８「収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法」の３の共済金相当額（以下「単位面積当たり標準的収入額等」といいます。）は、原則として都道府県ごとに算出するものとしますが、都道府県知事の申請により、都道府県内の地域別並びに対象作物の種類別及び産地品種銘柄別の区分（以下「地域等区分」といいます。）を設けることができます。

また、地域等区分は、原則として変更できないものとし、地域等区分を設定しなかった場合も同様とします。

(2) 地域等区分設定の手続

ア　都道府県知事は、地域等区分の設定を申請又は変更しようとするときは、当年の１月31日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分申請書」（様式第10－２号）を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

イ　農林水産大臣は、申請のあった地域等区分が、(3)に掲げる要件に該当する場合は、当該地域等区分を設定します。

(3) 地域等区分設定の要件

ア　共通事項

(ｱ) 当該地域等区分に係る単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータの全てについて、客観性及び透明性が確保されていること

(ｲ) 単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用する対象作物の種類ごとの販売価格や単収のデータの採り方について、当年産及び前年産以前５か年産において連続性が確保されていること

(ｳ) 都道府県知事が、単位面積当たり標準的収入額等の算出に使用するデータについて、(4)のデータの提出期限までに提出することが確実と認められること

(ｴ) 当該地域等区分に係る積立申出者の生産実績数量の把握が可能であること

イ　販売価格

原則として、米穀は産地品種銘柄ごとの年産平均相対価格及び米検査数量の加重平均価格とし、麦は米麦改良協会、大豆は特農協会がそれぞれ公表する産地品種銘柄ごとの落札価格及び落札数量の加重平均価格とします。

また、米穀のうち、水稲もち米や醸造用玄米のように、食糧法第52条第１項の報告徴収の対象となっていないものにあっては、全国農業協同組合連合会、全国主食集荷協同組合連合会等（以下「全農等」といいます。）と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量の加重平均を３の販売価格の扱いに準じて使用することができます。（この場合、(4)のア及びイのデータを提出する際に、販売価格の根拠となった全農等と販売の相手先との相対取引による販売価格及び販売数量のデータを添付することとします。）

なお、３に定めるところにより麦及び大豆の販売価格を算定する都道府県であって、当該都道府県の産地品種銘柄の年産平均価格を各銘柄の落札数量で加重平均した価格(以下「都道府県平均落札価格」といいます。)に代えて地域等区分に応じた販売価格を算定し使用しようとするものは、当年産又は前年産以前５か年産のいずれかの年産において、災害等を要因として生産量、集荷量及び品質が平年を著しく下回る等のやむを得ない事情により販売価格の算定に必要な産地品種銘柄の落札価格及び落札数量のデータが採れず、その算定が困難と認められる年産があるときは、(4)のデータの提出の際に農林水産大臣に申請することにより、その年産の販売価格について、都道府県平均落札価格を使用することができます。

ウ　単収

原則として、農林水産統計によるデータ

エ　標準単収

原則として、農業共済制度において設定される単位当たり収穫量

(4) 地域等区分データの提出

都道府県知事は、次のア及びイに掲げるデータについて、それぞれ定める期日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る地域等区分データ報告書」（様式第10－３号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に提出します。

ア　単位面積当たり標準的収入額に係るデータ　当年の５月10日

イ　当年産単位面積当たり収入額に係るデータ及び共済金相当額に係るデータ

翌年の５月10日

（別紙８）

収入減少影響緩和交付金における交付金額の算定方法

１　当年産生産面積の算出

地方農政局長等は、提出された「収入減少影響緩和交付金の交付申請書」（様式第10－１号）に記載された対象作物の種類ごとの生産実績数量を確認し、当該数量を別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の３に定める対象作物の種類ごとの当年産の単収で除して得た面積を当年産における当該交付申請者ごとの対象作物の生産面積（以下「当年産生産面積」といいます。）として算出します。

２　交付金額の算定

地方農政局長等は、次の(1)から(3)までにより当該交付申請者ごとの交付金額を計算します。

なお、この場合において、交付金額の計算については、当該交付申請者が、

ア　認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

イ　集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

ウ　認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村

が属する地域に設定された単位面積当たり標準的収入額等を適用します。

(1) 標準的収入額

交付申請者ごとの標準的な収入の額（以下「標準的収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額　×　当年産生産面積

(2) 当年産収入額

交付申請者ごとの当年産の収入の額（以下「当年産収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

当年産単位面積当たり収入額　×　当年産生産面積

(3) 交付金額

交付申請者ごとの収入減少影響緩和交付金の交付金額は、次の算式により算出された金額とします。ただし、当該交付申請者ごとの積立金の全額の３倍に相当する額を上限とします。

（（標準的収入額－当年産収入額）×0.9－共済金相当額(注)×0.75

（注）共済金相当額が算定される場合には、共済金相当額を控除します。

３　共済金相当額

(1) 共済金相当額を控除する場合

災害等により収量の減少があった場合に支払われる農業共済制度における共済金と収入減少影響緩和交付金が重複して補塡されることを回避するため、当年産において、対象作物の種類ごとに、単収を当該年産の標準的な10ａ当たりの収量（以下「標準単収」といいます。）で除して得られる割合が、当該対象作物の種類ごとの９割を下回った場合は、農業共済制度が発動したとみなし、共済金相当額を控除します。

(2) 共済金相当額の算出

交付申請者ごとの共済金相当額は、(1)に該当する対象作物であって、その種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり共済金相当額(注)　×　当年産生産面積

（注）　単位面積当たり共済金相当額＝（標準単収×９割－単収）×　数量当たり価額

ア　単収

単収は、それぞれ別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の３に定める単収と同じです。

イ　標準単収

標準単収は、それぞれ次に定めるものとします。

なお、アにおいて、全国農業地域の10a当たり収量を使用する場合における標準単収は、当該全国農業地域に属する都道府県の標準単収を当該都道府県ごとの前年産の作付面積の加重平均により算出された単位当たり収穫量とし、全国の10a当たり収量を使用する場合は、同様の手法により算出された全国の単位当たり収穫量とします。

この全国農業地域及び全国の 10a 当たりの標準単収を算出する場合に、(ｲ)のただし書又は(ｳ)のただし書に該当する都道府県を計算に含める必要があるときは、この計算に使用する都道府県の標準単収は、(ｲ)のただし書又は(ｳ)のただし書の規定にかかわらず、麦にあっては農作物共済引受要綱第１章第８節第４の１の規定に、大豆及びてん菜にあっては畑作物共済引受要綱第１

章第８節第５の１の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量（春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）とします。

ただし、別紙７「収入減少影響緩和交付金における単位面積当たり標準的収入額等の算出」の４により、単位面積当たり標準的収入額等について地域等区分が設定されている場合は、当該地域等区分ごとに都道府県知事が農林水産大臣に提出する標準単収とします。

(ｱ) 米穀

農林水産統計の都道府県ごとの 10ａ当たり平年収量（1.7㎜基準ベース）

(ｲ) 麦

農作物共済引受要綱第１章第８節第４の１の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位面積当たり収穫量（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

ただし、同節第４の１の（１）のエのただし書又は同節第４の１の（２）のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第４の１の（１）及び（２）の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ｳ) 大豆及びてん菜

畑作物共済引受要綱第１章第８節第５の１の規定に基づき農林水産省経営局長が都道府県ごとに通知する単位当たり収穫量

ただし、同節第５の１の（１）のエのただし書又は同節第５の１の（２）のウのただし書の規定を適用した都道府県にあっては、農林水産省経営局長が当該都道府県に通知する単位当たり収穫量に代えて、同節第５の１の（１）及び（２）の規定に基づき、当該都道府県知事が定めた農業共済組合等ごとの単位当たり収穫量を当該農業共済組合等ごとの作付面積で加重平均することにより算出された当該都道府県の平均単位当たり収穫量とします。

(ｴ) でん粉原料用ばれいしょ

畑作物共済引受要綱第１章第８節第５の４の規定に基づき北海道知事が農林水産省経営局長に報告する単位当たり収穫量

ウ　数量当たりの価額

対象作物の種類ごとの数量当たりの価額は、当年に生産された年産に係るものとし、それぞれ次に定めるものとします。

(ｱ) 米穀

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）第 91 条第１項の規定により、農林水産大臣が定める水稲の１kg当たり共済金額における都道府県ごとの最高額

(ｲ) 麦

農業保険法施行規則第 91 条第１項の規定により、農林水産大臣が定める麦（ビールの用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るもの及び種子の用に供することを目的とするものの耕作を行う耕地に係るものを除きます。）の１kg当たり共済金額（法第５条第１項の規定に基づき法第３条第１項第２号の交付金の交付の申請をする者であって法第２条第４項各号に掲げる要件に該当するもの（以下「対象農業者」といいます。）が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額（小麦にあっては、春期には種する小麦と秋期には種する小麦に区分したもの）

(ｳ) 大豆、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょ

農業保険法施行規則第 144 条第１項の規定により、大豆については 10 kg を単位として、また、てん菜及びでん粉原料用ばれいしょについては 1,000 kgを単位として、農林水産大臣が定める共済金額（対象農業者が耕作の業務を営む耕地に係るものに適用する金額を除きます。）における都道府県ごとの最高額をそれぞれ１kg当たりのものとして換算した額

４　共済金相当額の調整

３により対象作物の種類ごとに共済金相当額を算出する場合において、次に定める場合に該当するときは、それぞれの場合に対応する額を単位面積当たり共済金相当額とみなします。

(1) 単位面積当たり共済金相当額が、単位面積当たり標準的収入額から当年産単位面積当たり収入額を控除して得られる額の９割の額を上回る場合にあっては、当該９割の額

(2) 当年産単位面積当たり収入額が単位面積当たり標準的収入額を上回る場合にあっては、零

（別紙９）

収入減少影響緩和交付金における積立金の算定方法

１　積立基準収入額の算出

積立て申出をした農業者（以下「積立申出者」といいます。）ごとの当年積立額の算出の基準となる収入額（以下「積立基準収入額」といいます。）は、対象作物の種類ごとに次の算式により算出された額を合算した額とします。

単位面積当たり標準的収入額（注）　×　生産予定面積

（注）単位面積当たり標準的収入額については、

ア　その者が認定農業者又は特定農業団体であるときは、改善計画認定市町村

イ　その者が集落営農組織（特定農業団体を除きます。）であるときは、当該集落営農が法人化及び農地利用の集積が確実であると判断した市町村

ウ　その者が認定新規就農者であるときは、就農計画認定市町村が属する地域

に設定されたものとします。

２　当年積立額の算出

積立申出者ごとの当年積立額は、積立基準収入額を基準として、積立申出者の繰越積立残額に応じて、それぞれ次の算式により算出された額とします。

なお、繰越積立残額が積立基準収入額の 4.5%以上の場合には、当年積立額は算出しないものとします。

ア　繰越積立残額が零の場合　次のいずれかの算式により算出された額

(ｱ)　積立基準収入額×2.25%

(ｲ)　積立基準収入額×4.5%

イ　繰越積立残額が積立基準収入額の 2.25%未満の場合　次のいずれかの算式により算出された額

(ｱ)　積立基準収入額×2.25%

(ｲ)　積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

ウ　繰越積立残額が積立基準収入額の 2.25%以上 4.5%未満の場合

積立基準収入額×4.5%－繰越積立残額

３　積立金の額の確定

地方農政局長等は、積立申出者からの交付申請を受け、別紙８の１により対策加入者ごとの当年産生産面積を算出したときは、次の算式により当該積立申出者ごとに算出された額又は当該対策加入者が当年積立額を納付した後の積立金の額のいずれか低い額を、当該積立申出者の当年における積立金の額として確定し、積立申出者に通知します。

ア　積立金の額が積立基準収入額の 2.25%以上 4.5%未満の場合
　　標準的収入額×2.25%＋繰越積立残額
イ　積立金の額が積立基準収入額の 4.5%の場合
　　標準的収入額×4.5%
ウ　積立金の額が積立基準収入額の 4.5%を超える場合
　　繰越積立残額－（積立基準収入額×4.5%－標準的収入額×4.5%）

４　積立金返納額の算出

地方農政局長等は、積立金を積み立てている積立申出者が次のアからキまでに掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれの場合に対応する額を、当該積立申出者の積立金を取り崩した上で返納するよう、別紙 10「収入減少影響緩和交付金における積立金管理者」により指定された積立金管理者に対し指示するとともに、イ、ウ、エ、オ及びキに該当する場合は、当該積立申出者にも通知します。

また、指示を受けた積立金管理者は、通知されたところにより、当該積立申出者に積立金を返納し、その結果を「収入減少影響緩和交付金の積立金返納状況報告書」（様式第 10－４号）により、地方農政局長等に報告します。

ア　交付金の交付を受ける場合　当該交付金の交付金額の３分の１
イ　積立金の返納の申出をした場合　積立金の全額
ウ　積立金の積立ての申出時期に積立ての申出をしなかった場合　積立金の全額
エ　当年積立額を納付期限までに納付せず、かつ、その者の繰越積立残額が、当年における積立基準収入額の 4.5％を下回る場合　積立金の全額
オ　納付した額が通知された積立額を超えた場合　その超えた部分に相当する額
カ　その者の当年における標準的収入額がその者の当年における積立基準収入額を下回った場合であって、
　(ｱ) 積立金の額が当該積立基準収入額の 2.25％以上 4.5％未満であるとき　その差額×2.25％
　(ｲ) 積立金の額が当該積立基準収入額の 4.5％以上であるとき　その差額×4.5％
キ　交付金の交付申請があった際に、その者が対象農業者でないことが確認された場合　積立金の全額

（別紙 10）

収入減少影響緩和交付金における積立金管理者

1　積立金管理者の指定

(1) 農林水産大臣は、収入減少影響緩和交付金に係る積立金を適切に管理することができると認められるものとして、都道府県知事の意見を聴いて、都道府県ごとに積立金管理者を指定します。

(2) 積立金管理者の指定を受けようとする者は、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者指定申請書」（様式第 10－５号）に、定款又は規約の写しを添付し、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に申請するものとし、農林水産大臣は、その内容が適当と認められる場合は、当該申請者に対しその旨を通知します。

(3) (2)の通知を受けた指定申請者は、定款又は規約において、収入減少影響緩和交付金に係る積立金の管理を行う旨を定め、当該定款又は規約の写し、預金口座及び事務取扱責任者について「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書」（様式第10－６号）により、速やかに、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

(4) 積立金管理者は、組織の名称、代表者氏名、住所、定款又は規約その他の積立金管理者の指定申請にかかる事項を変更しようとするときは、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者変更届」（様式第10－７号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

この場合において、当該報告が、組織の合併等による２の積立金管理者の要件に係る変更の報告の場合には、都道府県知事の意見を添付します。（２の積立金管理者の要件に係る事項の変更の報告ではない場合（例えば、主たる事務所の移転による住所変更等の軽微な変更の報告を行う場合）は、この限りではありません。）。

(5) 積立金管理者は、(3)の報告に係る事項について変更が生じた場合は、速やかに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理者報告書変更届」（様式第10－８号）により、地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告します。

2　積立金管理者の要件

積立金管理者の要件は、次に掲げるものとします。

(1) 都道府県内の全ての対策加入者に係る積立金の適切な管理が可能な公正かつ中

立な組織

(2) 組織の定款又は規約が定められ、恒常的に存続することが確実と見込まれること

(3) 地方農政局長等の指示に基づき積立金を管理し、収入減少影響緩和交付金に係る事務を円滑に行うことが確実と見込まれること

(4) 国又は地方公共団体が実施する担い手施策等の農業施策と密接な関係を有する組織

3 積立金管理者の業務

積立金管理者の業務は、次に定めるものとします。

(1) 積立金を適切に管理するための決済用預金（預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 51 条の２第１項に規定する決済用預金をいいます。）又は決済用貯金（農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 51 条の２第１項に規定する決済用貯金をいいます。）の口座を開設すること

(2) (1)の口座に係る帳簿の整備を行うこと

(3) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者の当該積立金の額を地方農政局長等に対して報告するよう指示をした場合には、当該指示に従って報告すること

(4) 地方農政局長等が積立金を積み立てている者に対して当該積立金を返納するよう指示をした場合には、当該指示に従って返納すること

(5) 毎年３月 31 日までに、「収入減少影響緩和交付金に係る積立金管理状況報告書」（様式第10－９号）により、積立金の管理の状況を地方農政局長等を経由して農林水産大臣に報告すること

(6) その他積立金の適切な管理に必要な事項を実施すること

「収入減少影響緩和交付金に係る積立金残高報告書」（様式第 10－10 号）により、(1)の口座の毎月末の残高を地方農政局長等に報告し、確認を受けること等積立金の適切な管理に必要な事項を実施する。

4 積立金管理者が取得した個人情報の取扱い

(1) 積立金管理者は、３に定める業務に関して知り得た個人情報を業務の遂行に使用する以外の目的のために使用し、又は提供してはならない。

(2) 積立金管理者は、業務を行うために保有した個人情報について、き損等に備え重複して保存する場合又は３に定める業務を遂行するために地方農政局等に個人情報を送付する場合以外には、複製し、送信し、送付し又は持ち出してはならない。

(3) 積立金管理者は、個人情報の漏洩について疑義案件が発生した場合は、事実

関係の調査、被害の把握、拡大防止等に向けた必要な措置を講ずるとともに、地方農政局等に対して、事案が発生した経緯、被害状況、再発防止策、本人への対応等について、直ちに報告しなければならない。

(4) 積立金管理者は、３に定める業務に係る書類等について、５年間これを保存するとともに、保存期間終了後、復元又は判読が不可能となる方法により個人情報の消去又は破棄を行わなければならない。

（別紙 11）

水田収益力強化ビジョンについて

１　作成主体

都道府県段階の水田収益力強化ビジョンについては、都道府県が都道府県農業再生協議会における検討を踏まえて作成します。また、地域段階の水田収益力強化ビジョンについては、地域農業再生協議会が作成し、都道府県が取りまとめるものとします。

２　水田収益力強化ビジョンの内容

次の内容について記載するものとします。産地交付金による支援を行う場合、水田収益力強化ビジョンにこれらの内容について記載されていることが要件となります。

（１）地域の作物作付けの現状、地域が抱える課題

地域における作物（主食用米を含む。２の（２）から（５）までにおいて同じです。）作付けの現状や近年の動向、生産振興を図るに当たって地域が抱える課題等を記載するものとします。

（２）高収益作物の導入や転換作物の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上や地域における水田農業の発展等を図るため、適地適作の推進、収益性・付加価値の向上、新たな市場の開拓、生産・流通コストの低減等の視点に基づき、どのような方針・目標で取り組んでいくのか等を記載するものとします。

（３）畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

作物の需給動向、担い手の育成、農地の集積・集約化、基盤整備の状況など、地域の実情を総合的に分析し、作付作物や管理方法等を含め、産地として将来にわたって水田をどのように有効利用していくのか等を記載するものとします。併せて、水田の利用状況の点検方針、点検結果を踏まえた対応方針（水田としての利用が見込まれない農地の畑地化への道筋、取組予定地域・面積、作付けする作物等）を記載するものとします。

（４）作物ごとの取組方針等

作物ごとの作付面積の目標、生産拡大に向けて導入する新しい技術、販売先との連携及び活用施策等を記載するものとします。

なお、産地交付金については、本項目に記載した作物ごとの取組方針に沿った形で活用するとともに、その活用の目的（目指すべき方向性）を記載するものとします。

（５）作物ごとの作付予定面積等

作物又は取組ごとに、前年度の作付面積等、当年度の作付予定面積等及び令和５年度の作付目標面積等を記載するものとします。

（６）課題解決に向けた取組及び目標

産地交付金により支援する取組については、地域の特色のある魅力的な産品の産地づくりに向け、対象作物及び助成内容ごとに、目標を設定するものとします。目標については、取組実績を把握できる生産コスト等の客観的な数値とし、前年度の実績値及び目標策定年度から３年以内の目標値を記載するものとします。

また、都道府県又は地域農業再生協議会は、毎年度、目標値の達成状況を確認し、必要に応じて産地交付金により支援する取組を見直すものとします。

国は、毎年度、水田収益力強化ビジョンに基づく取組状況の確認等を行い、必要に応じて産地交付金の調整を行うものとします。

（７）産地交付金の活用方法の明細

取組ごとに、助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件、単価等）を記載するものとします。

３　公表等

２の（１）から（６）までについては、別紙 13 の２の（６）に基づく承認がなされた後、おおむね２週間以内に策定主体のホームページ等で公表するものとします。

また、水田収益力強化ビジョンを踏まえて農業者から提出された営農計画書について、地方農政局長等は、都道府県に対し、９月末までを目途に情報提供及び意見聴取を行うものとします（様式第 11－４号）。

（別紙 12）

戦略作物助成の扱い

１　戦略作物助成の要件

戦略作物助成の対象となる戦略作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度内に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

（１）麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

（２）大豆

農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

（３）飼料作物

青刈り稲・わら専用稲にあっては、新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けていること。
その他の飼料作物にあっては、需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。

（４）飼料用米、米粉用米

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）又は生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第４条第３項）の認定を受けていること。

（５）ＷＣＳ用稲

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けていること。

（６）加工用米

加工用米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第５）の認定又は加工用米出荷契約（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第６の１）を締結していること。

（注）麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第９－４号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

２　戦略作物助成の対象作物の申告

戦略作物助成は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の戦略作物の作付けを行い、それぞれの戦略作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

３　飼料用米又は米粉用米の収量に応じた支払い

（１）飼料用米又は米粉用米で取り組む品種と同一の品種で主食用米の生産にも取り組む場合の出荷方式としては、区分管理方式による出荷又は一括管理方式による出荷のいずれかを選択することができるものとします。

ただし、区分管理方式による出荷を選択する場合には、新規需要米取組計画書（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）に、飼料用米又は米粉用米の生産段階における主食用米の生産との差異の内容（多収に向けて用いる技術や生産資材等又は省力化栽培を行う場合（生産性ないし収量が低いほ場で取り組む場合を含みます。）の取組内容）を記載しなければならないものとします。

（注）区分管理方式による出荷とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の第４の１に規定する出荷方式をいいます。以下、同じです。

（２）飼料用米、米粉用米の交付単価については、出荷方式の別により、下表に掲げる量を基に算定を行うものとします。

区分管理方式による出荷	取組ほ場からの全収穫量（※）
一括管理方式による出荷	出荷契約数量又は需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙１の別添３の方法により調整した数量

（※）交付金の算定に当たって、飼料用米、米粉用米の生産数量に疑義が生じた場合において、地方農政局等と地域農業再生協議会とが連携して主食用米等のふるい下米の出荷・販売契約数量を確認できる書類（販売伝票の写し等）の提出を求める等の手法により、農業者の出荷・販売の形態やふるい目の実態について確認を行うことがあります。

（別紙 13）

産地交付金の考え方及び設定手続

1　趣旨

産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援するものです。

2　産地交付金による助成内容の設定

（1）国から各都道府県に対して、それぞれの交付金枠を配分します。

配分には、年度当初に行う配分（以下「当初配分」といいます。）のほか、10 月中～下旬を目途に行う配分（以下「追加配分」といいます。）があります。

なお、当初配分には、転換作物拡大計画に基づく、以下の①及び②の配分を含みます。

①　転換作物拡大加算

主食用米の作付面積が支援対象年度の前年度から減少し、転換作物の作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）が支援対象年度の前年度から拡大することとなる地域農業再生協議会がある場合、都道府県に対して、当該拡大面積の合計に応じて、15,000 円/10a の配分を行います。

②　高収益作物等拡大加算

主食用米の作付面積が支援対象年度の前年度から減少し、高収益作物等の作付面積（基幹作に限ります。以下同じです。）が支援対象年度の前年度から拡大することとなる地域農業再生協議会がある場合、都道府県に対して、当該拡大面積の合計に応じて、35,000 円/10a の配分を行います。

その際、支援対象年度の前年度において支援対象年度の前々年度より高収益作物等の作付面積が減少した地域農業再生協議会であって、支援対象年度において支援対象年度の前年度より高収益作物等の作付面積が拡大した面積が、当該減少面積の１/２に満たない地域農業再生協議会の拡大面積は合算しません。

（注）高収益作物等とは、高収益作物、加工用米、新市場開拓用米及び飼料用とうもろこし（飼料作物のうちとうもろこしをいいます。以下同じです。）をいいます。

また、追加配分には地域の取組に応じた配分（下表参照）を含みます。

取組内容	追加配分単価
飼料用米、米粉用米の複数年契約 ※　３年以上の契約	12,000 円／10 a
そば・なたねの作付け ※　基幹作のみ。	20,000 円／10 a
新市場開拓用米の作付け（平成 30 年度から５年間） ※　基幹作のみ。	20,000 円／10 a

（２）都道府県は、国から配分される交付金枠の範囲内で助成内容（交付対象作物、目標、具体的要件及び単価等）を設定します。都道府県の判断によっては、国から配分される交付金枠を更に地域農業再生協議会に配分し、地域農業再生協議会ごとに助成内容を設定することもできますが、その場合においても、少なくとも当初配分（転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算を除く。）の原則２割以上は、地域農業再生協議会に配分せず、都道府県が助成内容を設定しなければならないものとします。

（３）助成内容の設定に当たっては、以下の点に即したものとすることが必要です。

①　地域における水田農業経営の課題に対応し、取組を行う者の収益力向上に資する取組に対する助成とし、所得増加に直接寄与しない作物を生産する取組（ただし、次年度以降の所得増加に寄与する又は地域における収益力の向上に資するといった観点から地方農政局長等が必要と認めた取組を除きます。）への助成は行わないこと

その際、高収益作物に係る助成内容の設定に当たっては、当該作物の導入に当たっての課題、また、加工用米又は新規需要米の直播栽培に係る助成内容の設定に当たっては、生産コスト削減効果を発揮するための課題、さらに、飼料用米に係る助成内容の設定に当たっては、生産性向上のための課題に、それぞれ対応した取組への助成とすること

②　経営所得安定対策等における趣旨を損なうような助成としないこと

③　主食用米、備蓄米及び調整水田等の不作付地に対する助成は行わないこと

（４）助成内容の設定に当たっては、高収益作物に対する交付額を前年度よりも高めるよう努めてください。

（５）都道府県は、都道府県段階で設定した取組方針等及び地域農業再生協議会ごとに設定した取組方針等を取りまとめて水田収益力強化ビジョン（様式第 11－

５号）を作成し、地方農政局等に生産年の５月 31 日までに提出するものとします。

また、追加配分等が行われた際や追加配分に係る取組の進展に伴い、水田収益力強化ビジョンの変更を行う必要がある場合、又は計画と実績が大きく乖離することが明らかになり、水田収益力強化ビジョンの取組ごとの面積及び所要額の変更を行う必要がある場合は、速やかに変更後の水田収益力強化ビジョンを地方農政局等に提出するものとします。

（６）地方農政局等は、都道府県から提出のあった水田収益力強化ビジョンについて、別紙 11 の２に定める内容が記載されているか、産地交付金の活用方法について（２）及び（３）に照らして適当かを審査し、その内容が適当と認められる場合は承認し、６月 30 日までに都道府県に通知するものとします。

３　追加配分のうち地域の取組に応じた配分等について

（１）地域の取組に応じた配分の対象となる取組

①　飼料用米、米粉用米に係る複数年契約

飼料用米、米粉用米の作付けに当たって、次の要件の全てを満たす３年以上の複数年契約（令和２年産から新たに結んだ令和２年産から令和４年産までの３年分又は令和３年産から新たに結んだ令和３年産から令和５年産までの３年分の契約を含むもの）の販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

ア　生産者側（生産者又は生産者団体のいずれか）と需要者側（需要者又は需要者団体のいずれか）の契約であること

イ　販売契約書に各年産米の契約数量及び契約価格（契約価格の設定方法を含む。）が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項（作柄等の影響により生産量が変動した場合の対応を含む。）があること

ウ　複数年契約期間中の契約数量が維持又は増加するものであること

②　そば・なたねの作付け

そば又はなたね（油糧用）の水田における作付けに当たって農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結している取組について、追加配分を行うものとします。

（注）自家加工については、様式第９－４号「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

③　新市場開拓用米の作付け

新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の認定を受けている取組について、追加配分を行うものとします。

（注）低コスト生産等支援事業の支援対象となった面積については、追加配分の対象から除きます。

（２）地域の取組に応じた配分額等の算定手順

①　Ⅳの第２の４の（１）の交付申請者は、（１）の①から③までに掲げる地域の取組に応じた配分の対象となる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、取組の内容に応じ、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
飼料用米、米粉用米の複数年契約	・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の写し ・生産製造連携事業計画（米穀の新用途への利用の促進に関する法律第４条第３項）の写し ※申請中のものでも可とします。新規需要米取組計画及び生産製造連携事業計画の申請に当たっては、生産者側と需要者側との間で締結した販売契約書の写し（令和２年産から新たに結んだ令和２年産から令和４年産までの３年分又は令和３年産から新たに結んだ令和３年産から令和５年産までの３年分の契約を含むもの）が必要です。
そば・なたねの作付け	・出荷・販売契約書の写し

新市場開拓用米の作付け	・新規需要米取組計画（需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙２の第４の１）の写し ※申請中のものでも可とします。販売契約書の写し等を添付する必要はありません。

② 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組に関し、生産者団体が契約の主体となっている場合には、当該生産者団体が交付申請者に代わって上記の添付書類を提出することができるものとします。

③ 地域農業再生協議会は、①及び②に掲げる書類等により地域の取組に応じた配分の対象となる取組であることを確認の上、（１）の①から③までの取組、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算に係る対象面積を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」(様式第 11－11 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、都道府県に報告するものとします。

④ 都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった面積を速やかに確認し、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等対象面積について」（様式第 11－12 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、地方農政局等に、７月 31 日までに提出するものとします。

⑤ 国は、各都道府県から報告のあった対象面積について、必要に応じて確認を行った上で、都道府県ごとの追加配分枠のうち地域の取組に応じた配分額等を算定します。

（３）地域の取組に応じた配分に係る助成内容の設定

① 産地交付金は、地域で作成する水田収益力強化ビジョンに基づく取組を支援するものであることから、追加配分のうち地域の取組に応じた配分に係る産地交付金についても、当該地域の取組に応じた配分に係る取組とは別の取組に充てる旨を水田収益力強化ビジョンにおいて定めることができます。
ただし、この場合においても、助成内容の設定に当たっては、２の（３）の①から③までに即したものとすることが必要です。

② なお、①の場合においては、交付金額が配分枠の範囲内に収まるよう単価を設定し、かつ、あらかじめ水田収益力強化ビジョンに単価調整の方法を定めておくことが必要となります。

（４）地域の取組に応じた配分等に係る実施状況の報告

地域農業再生協議会は、５の（３）の実績報告を行うに際しては、（１）の①から③までの取組、転換作物拡大加算及び高収益作物等拡大加算に係る作付面積及び実施状況を確認した結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等実施面積について」（様式第 11－13 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の３月 15 日までに都道府県に報告するものとします。都道府県は、各地域農業再生協議会から報告のあった確認結果を「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の追加配分等実施面積について」（様式第 11－14 号）に取りまとめ、その関連資料とともに、生産年の翌年の３月 31 日までに地方農政局等に提出するものとします。

（５）配分額の調整に係る対応

① ２の（１）の①及び②の取組に関し、転換作物拡大計画で報告された数値と（２）の④で報告された数値に乖離がみられた場合には、当年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

② 飼料用米、米粉用米の複数年契約の取組に関し、契約の不履行があった場合は、契約数量のうち当該不履行分については、原則として、当年産の地域の取組に応じた配分は行わないこととするほか、その理由等によっては、過年度分の交付額の返還を求めるものとします。また、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

③ ①及び②に掲げる場合のほか、（２）の④で報告された数値と実績報告の数値に相当な乖離がみられた場合、その他追加配分の取組に著しい変更が生じた場合には、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

４ 交付対象面積等の確認・算定

（１）地域農業再生協議会は、助成内容に応じて、それぞれの要件を確認できる手法により、交付対象となる作物の作付面積や取組の実施状況を確認します。

（２）地域農業再生協議会は、（１）の確認結果に基づき、交付申請者ごとに各助成の交付対象面積を算定します。交付対象面積は、助成ごとにａ単位（１ａ未満切り捨て）となります。

５　交付金額の算定・交付

（１）地域農業再生協議会は、算定した交付対象面積に基づき、交付申請者ごとの交付金額を算定して「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の交付額報告書」（様式第 11－３号。以下「交付額報告書」といいます。）に取りまとめ、その関連データ（交付申請者ごとの交付額及び算定の基礎となった面積データを整理したものであって、地方農政局等が指定した形式とします。）とともに都道府県を経由して地方農政局等に提出します。

（注）交付申請者ごとの交付額の算定の根拠となる書類については、地域農業再生協議会で保存しておくことにします。保存期間は、産地交付金に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から５年間です。

（２）その際、交付申請者ごとの交付金額の算定の結果、配分枠を超過する場合には、あらかじめ水田収益力強化ビジョンで定めた単価調整の方法に基づき、配分枠内に収まるように交付単価を減額することになります。

（３）都道府県は、地域農業再生協議会からの実績報告（「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－15 号）の別紙）を取りまとめ、「水田活用の直接支払交付金における産地交付金の活用実績報告書」（様式第 11－15 号）を作成し、生産年の翌年の３月 31 日までに地方農政局等に提出します。

（４）地方農政局長等は、交付申請者ごとの交付金計算書を作成します。

（別紙 14）

水田農業高収益化推進助成について

1　交付対象となる取組

本助成の交付対象となる取組は、都道府県推進計画に位置付けられた産地の交付申請者が行う以下の取組とします。なお、その他畑地化支援に係る取組については、都道府県推進計画に位置付けられた産地である必要はないものとします。

（１）高収益作物定着促進支援に係る取組

当該産地において、産地推進計画に位置付けられた高収益作物を新たに導入する取組に対して、交付を行うものとします。ただし、支援期間の最終年度の翌年度までに、畑地化の取組を行う必要があります。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く５年間を支援期間とすることができることとします。

（２）高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組

前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金又は高収益作物定着促進支援の交付対象となった作物が作付けられ､交付対象水田に該当している農地を、７月１日付けで交付対象水田から除外する取組に対して、交付を行うものとします。ただし、交付の対象となる取組は、当該取組により交付対象水田から除外される農地が、それ単独で又は前年度から遡って過去４年以上連続して水稲以外の作物が作付けられており、かつ、当年度も水稲以外の作物の作付けが予定されている農地若しくは前年度までに当該取組の対象となった農地と併せて、おおむね団地化された畑地（品目や地域の特性等に鑑み、地域農業再生協議会がおおむね集約されていると認める農地をいいます。以下同じです。）を形成するものに限ることとします。なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって当該取組の要件を満たさないこととなった場合は、当該要因が発生した年度の前年度までの作付状況を踏まえ、地方農政局長等が当該要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（注１）交付の対象となった農地においては、交付が行われてから５年間は販売を目的とした作物（水稲を除きます。）の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第２の５の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第２の９の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第２の４の（２）の規定を準用します。

（注２）高収益作物畑地化支援の交付の対象となった農地であっても、高収益作物定着促進支援の支援期間は高収益作物定着促進支援及び産地交付金における高収益作物に係る助成を交付することができることとします。

（３）子実用とうもろこし支援に係る取組

当該産地において、産地推進計画に位置付けられた子実用とうもろこしを作付けする取組に対して、交付を行うものとします。

２　高収益作物定着促進支援及び子実用とうもろこし支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援及び子実用とうもろこし支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

３　交付金額の算定手順

（１）Ⅳの第２の４の（１）の交付申請者は、１の（１）に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	・加工・業務用の野菜及び果樹にあっては、出荷・販売契約書の写し（中間事業者が販売に介在する場合にあっては、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し）及び販売伝票の写し

（２）Ⅳの第２の４の（１）の交付申請者は、１の（２）に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組	・地域農業再生協議会において発行された、１の（２）の要件を満たすことを証する書類 ※交付申請予定者は、５月 31 日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料（空中写真又は農地地図等）及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください（参考様式４－１「畑地化の取組に係る要件確認申請書」を参照してください。）。 地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が１の（２）の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください（参考様式４－２「畑地化の取組に係る要件確認通知書」を参照してください。）。

（３）地方農政局等は、承認された都道府県推進計画に基づく、１に掲げる取組であることを確認し、交付金額を算定します。

４　交付額の調整に係る対応

（１）高収益作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

①　畑地化の取組を行わなかった場合

②　高収益作物定着促進支援の支援期間中又は高収益作物畑地化支援の交付が行われてから５年以内に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合

（２）高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから５年以内に、販売を目的とした作物（水稲を除きます。）の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

なお、高収益作物畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、連作障害の回避等のために高収益作物以外の作物との輪作を行う場合には、交付対象水田に該当しなくなった農地と同面積の別の農地を、当該年において一時的に交付対象水田から除外し、産地推進計画に位置付けられた高収益作物（販売を目的としたもの）を作付けすれば、１の（２）の（注１）の要件を満たす取組とみなすことができるものとします。

（別紙 15）

都道府県連携型助成について

１　交付要件となる都道府県事業

本助成の交付要件となる都道府県が措置する事業（メニュー）は以下の全ての条件を満たすものとします。

（１）令和３年産の転換作物を生産する農業者に対して、作付面積に応じて交付されるものであること

（２）営農計画書等の提出期限（生産年の６月 30 日）までに農業者に支援内容が提示されるものであること

２　交付対象となる面積

都道府県が１の条件を満たす事業（メニュー）により転換作物を生産する農業者を支援する場合に、当該事業（メニュー）の対象となった交付申請者が作付けを行った、当該支援の対象となった転換作物の前年度からの拡大面積（基幹作に限ります。）を対象とします。ただし、当該事業（メニュー）における支援対象面積の算定に要件を設けている場合、本助成の交付対象となる拡大面積の算定に当たっても、当該事業の要件を適用します。

３　交付金額の算定手順

（１）都道府県は、１を満たし得る事業（メニュー）がある場合には、支援内容、支援対象面積・要件の確認・算定方法等を「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の承認申請について」（様式第 11-16 号）に取りまとめ、地方農政局等に５月 31 日までに提出するものとします。

（２）地方農政局等は、都道府県から提出のあった（１）について、１に照らして適当か、交付金額の算定・交付が可能か等を審査し、その内容が適当と認められる場合は当該事業（メニュー）を本助成の交付対象となる都道府県事業として承認し、６月 30 日までに都道府県に通知するものとします。

（３）都道府県は、承認を受けた都道府県事業に係る支援対象面積等の関連データを地域農業再生協議会と連携し「水田活用の直接支払交付金における都道府県連携型助成に係る都道府県事業の支援実績の報告について」(様式第 11－17 号)に取りまとめ、地方農政局等に提出するものとします。

（注）様式第 11－17 号の根拠となる書類については、都道府県で保存しておくこととします。保存期間は、都道府県連携型助成に係る農業者の交付申請が行われた年度の翌年度から５年間です。

（４）地方農政局等は、交付申請者ごとの交付対象面積及び交付金額を算定し、交付金計算書を作成します。

（別紙16）

農林水産省共通申請サービスを利用した経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化

経営所得安定対策等の申請手続のオンライン化については、令和３年度から農林水産省共通申請サービス（仮称）（以下「共通申請サービス」といいます。）が本格運用されることを踏まえ、令和２年度から特定の地域農業再生協議会において試行することとしています。

１　オンライン化の対象手続

特定の地域農業再生協議会における交付申請者は共通申請サービスを利用することにより、下表の様式に係る申請をオンラインにより行うことができます。

また、当該様式に添付する資料については、ＰＤＦ等により共通申請サービスに取り込むことができます。

様式番号	様式名
様式第１号	経営所得安定対策等交付金交付申請書
様式第２号	水稲生産実施計画書兼営農計画書
様式第３号	経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状
様式第６号	経営所得安定対策等交付金の対象作物等の地域別作付計画面積報告書
様式第７号	経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書
様式第８号	交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書
様式第９－１号	畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
様式第９－２号	畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）
様式第９－３号	畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書
様式第９－４号	畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書

様式第10－１号	収入減少影響緩和交付金の交付申請書
様式第11－１号	水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書
様式第11－２号	水田活用の直接支払交付金における飼料用米、米粉用米の数量報告書

２　交付決定額等について

オンライン申請の場合、交付決定額等は共通申請サービスの画面上に表示されます。紙媒体による通知が必要な場合は、地方農政局等に依頼してください。

３　オンライン申請手続の詳細について

特定の地域農業再生協議会における交付申請者が共通申請サービスの利用によりオンライン申請手続を行うためには、関係資料の提出先となる地域農業再生協議会が、オンライン申請手続を受け入れる準備ができていることが必要となります。

このため、オンライン申請手続を希望する場合には、最寄りの地方農政局等又は地域農業再生協議会にお問い合わせ願います。

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

年産

農林水産大臣　殿

「経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。
また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

継続	新規

① 交付申請者欄					
	フリガナ		申請年月日	年　月　日	
	氏名又は法人・組織名		性別	生年月日	
			男 女	明治・大正 昭和・平成　年　月　日	
	フリガナ		経営形態	☐ 個人 ☐ 集落営農（構成員　人） ☐ 法人	認定状況 ☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 集落営農（ゲタ・ナラシ対象） ☐ 認定なし
	代表者氏名（法人・組織のみ）				
	住所	（〒　－　）	電話番号	※連絡のとれる電話番号を記入してください（携帯可）	
			法人番号		

【個人又は法人が記載】収入保険の加入状況		【集落営農が記載】収入保険に加入している構成員の有無（「有」の場合、当該構成員の人数）	
加入している	加入していない	有　（　人）	無

※「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）」及び「収入減少影響緩和交付金（ナラシ）」に申請される方は、「認定状況欄」のいずれかの対象者に認定されているか認定されることが確実であることが必要です。
※既に収入保険に加入している個人又は法人は、本年産のナラシの申請はできません。
※ナラシに申請される方は、⑤の対象農産物の生産予定面積等（収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積等）を記載してください。また、生産予定面積等に基づく積立金を本年7月末までに納付する必要があります。
※ゲタ（数量払・面積払の両方）に申請される方は、別途提出いただく営農計画書等の「畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積」欄を記載する必要があります。

② 交付申請内容（　　年産の申請の「する」「しない」欄に○を付けてください）※前年産の申請状況は参考です。

交付金名→	水田活用の直接支払交付金の申請		畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の申請			収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の申請	
					面積払を申請しない		
年産の申請	する	しない	する	しない	はい	する	しない
（参考）前年産の申請状況							

③ 交付対象作物等の確認（該当する欄に○を付けてください）

交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無		交付対象作物等	交付対象作物等の生産・販売の有無	
主食用米	ある	ない	てん菜	ある	ない	新市場開拓用米	ある	ない
小麦	ある	ない	でん粉原料用ばれいしょ	ある	ない	飼料作物	ある	ない
二条大麦	ある	ない	飼料用米	ある	ない	そば	ある	ない
六条大麦	ある	ない	米粉用米	ある	ない	なたね	ある	ない
はだか麦	ある	ない	WCS用稲	ある	ない	産地交付金の地域振興作物	ある	ない
大豆	ある	ない	加工用米	ある	ない	水田農業高収益化推進助成対象作物	ある	ない

※「水田活用の直接支払交付金」等の交付を受けるには、出荷・販売状況が分かる書類の提出が必要となりますので、出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し等を保存しておいてください。

④ 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について
変更なし	新規	変更あり	同意する

交付申請者管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

【地域協議会等】	【地方農政局等】

様式第1号(

〒　-　　年　月　日

通信欄

⑤ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

年産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年7月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

対象農産物	地域等区分	生産予定面積
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

⑥ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。
なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

□	10%の減収に対応した積立金を納付予定	□	20%の減収に対応した積立金を納付予定

⑦ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

□	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。

⑧ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

□	現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。

交付申請者管理コード

【地域協議会等】	【地方農政局等】

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

様式第１号

交付申請の内容（詳細）

（１）水田活用の直接支払交付金

水田活用の直接支払交付金の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第２の７の規定に基づき、地域農業再生協議会が営農計画書を基に確認した水田における主食用米以外の作付面積により算定された交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

（２）畑作物の直接支払交付金（ゲタ）

①　面積払

面積払の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の③のオの(ｲ)の規定に基づく交付対象面積に交付単価を乗じて計算される金額の交付を申請します。

②　数量払

数量払の交付を受ける際には、実施要綱のⅣの第１の１の（２）の②のアの(ｳ)の規定に基づき、対象畑作物の品質区分別生産量が確定した時点で、別途、数量払交付申請書を提出します。

（注）数量払による交付金の交付を受けるためには、別途、品質区分別生産量を記載した「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書」（様式第９－１号）に、確認書類（出荷・販売契約書の写し、販売伝票の写し、農産物検査結果通知書の写し、品質区分の確認の結果を証明した書類の写しなど）を添付して、地方農政局等に提出を行うことが必要になります。

（３）収入減少影響緩和交付金（ナラシ）

収入減少影響緩和交付金（ナラシ）の交付を受けたいので、実施要綱のⅣの第１の１の（３）の②のアの規定に基づき、７月 31 日までに、地方農政局等から通知される当年積立額を積立金管理者が指定する口座に納付します。

様式第１号別紙

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項

１　経営所得安定対策等交付金に関する報告や立入調査について、地方農政局等から求められた場合には、それに応じます。
　また、営農計画書に記載した交付対象作物について、地方農政局等の職員が、出荷段階においてサンプル採取を行う場合には、無通告であってもこれを認めます。

２　**出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から５年間保管**し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。

３　以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。

（１）交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、**虚偽の内容を申請**したことが判明した場合

（２）正当な理由なく、**営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていない**ことが判明した場合

（３）営農計画書に記載した**交付対象作物**について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、**適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていない**ことや、**正当な理由なく、出荷・販売をしていない**こと、**その他交付要件を満たす取組が行われていない**ことが判明した場合

（４）**必要書類が保管されておらず**、要件を満たすことが確認できない場合や**提出を拒む**場合

（５）**地方農政局等による立入調査に応じない**場合

様式第１号の参考

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1　土づくりの励行 　土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。
2　適切で効果的・効率的な施肥 　施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。
3　効果的・効率的で適正な防除 　病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。
4　廃棄物の適正な処理・利用 　循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。
5　エネルギーの節減 　温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。
6　新たな知見・情報の収集 　環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。
7　生産に係る情報の保存 　生産活動の内容が確認できるよう、肥料･農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

様式第１号別添１

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に〇を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注１）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注２）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等（注１）	農業共済事業、農業経営収入保険事業、荒廃農地等利活用促進交付金、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地問題解決加速化支援事業、農地集積・集約化対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型酪農経営支援事業、農業者年金事業　等
機関等（注２）	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区　等

様式第1号別添2

安全な農作業の実施に係る確認事項

1　乗用型トラクターの転倒・転落に備え、安全キャブ又は安全フレームが付いているものを使用し、シートベルトを着用していますか。また、安全フレームは立てた状態で使用していますか。

2　ほ場以外の場所では、左右のブレーキを連結していますか。（乗用型トラクター）

3　ほ場までの移動経路のうち、転倒・転落のおそれのある箇所を確認していますか。（農業機械全般）

4　ほ場周りやほ場への進入路について、安全に移動・出入りできる状態になっているか確認し、必要に応じて整備していますか。（農業機械全般）

5　駐車は平坦な場所で行い、駐車ブレーキをかけエンジンを切っていますか。やむを得ず坂道で駐車する場合は、車止めを使用していますか。（農業機械全般）

6　PTO軸にはカバーを装着し、回転部分が見えないようにしていますか。また、詰まりの除去など、作業機の回転部に近づく時は、エンジンを切っていますか。（乗用型トラクター）

7　歩行型トラクターをバックで使用する時は、背後に挟まれるおそれのある立木、ハウスの壁・骨組やつまずくおそれのある障害物が無いことを作業前に確認していますか。

8　デッドマン式クラッチや緊急停止装置、挟圧防止装置など、歩行型トラクターの安全装置について理解し、使用する機械への搭載の有無を確認していますか。

9　熱中症予防のため、暑い日に農作業を行う時は、こまめに日陰の比較的涼しい場所で休憩し、水分・塩分を補給していますか。また、なるべく二人以上で作業する、携帯電話を持ち歩くなど、周囲に連絡できるような状態にしていますか。

様式第2号

〇〇農政局長　殿（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）※地域農業再生協議会長経由

水稲生産実施計画書　兼　営農計画書

年産	申請年月日	年　月　日

年産における農地の利用計画を申請します。

（　　　　年産における経営所得安定対策等の交付金に係る対象作物の作付面積等を申告します。）

作成者	氏名又は法人、組織名	フリガナ	法人、組織の代表者氏名	フリガナ
住所	（〒　　－　　　）		電話	
			FAX	
			経営形態	□ 個人　□ 集落営農（構成員　　人）　□ 法人

交付申請者管理コード

共済加入者コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

農業共済加入状況（含加入予定）記入欄
※加入している又は加入予定の場合は「〇」を記入

農作物共済		畑作物共済			
水稲	麦	大豆	そば	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ

水田農業高収益化推進助成関係

高収益作物定着促進支援	開始年	R2	R3
	対象面積	a　㎡	a　㎡

畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積
（認定農業者、要件を満たす集落営農、認定新規就農者が対象）

対象畑作物			生産予定面積※1	対象畑作物	生産予定面積※1
麦	小麦	春まき	a　㎡	そば	a　㎡
		秋まき	a　㎡	なたね	a　㎡
	二条大麦		a　㎡	てん菜	a　㎡
	六条大麦		a　㎡	でん粉原料用ばれいしょ	a　㎡
	はだか麦		a　㎡	収穫後交付を希望する※2	する
大豆			a　㎡		

※1　ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」は、下記（1）～（6）を参照の上、記入する。
（1）水田、畑、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計。
（2）麦は、数量払の対象とならない種子用麦及び麦芽原料用麦（ビール用麦等）を除いた面積。
（3）小麦は、「春まき」と「秋まき」に区別した面積。
（4）大豆は、数量払の対象とならない種子用大豆及び黒大豆を除いた面積。
（5）そばは、数量払の対象とならない種子用を除いた面積。
（6）なたねは、数量払の対象とならない食用植物油脂用以外のものを除いた面積。
※2　「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に〇を付ける。なお、一部の品目のみ希望する場合は、右下の「記入欄」に収穫後交付を希望する対象畑作物名を記入する。

水稲単収	kg/10a

水稲用途別作付面積

用途		農業者記入欄 出荷・販売契約数量	農業者記入欄 生産予定面積	担当者記入欄（確定値を記入） 出荷・販売契約数量	担当者記入欄（確定値を記入） 生産予定面積	作況調整後の出荷・販売契約数量
主食用米		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
（※1）新規需要米①	WCS用稲	kg ロール	a　㎡	kg ロール	a　㎡	kg ロール
	米粉用米	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	飼料用米（生もみ除く）	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	飼料用米（生もみ）	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	青刈り稲		a　㎡		a　㎡	
	（※2）新市場開拓用米	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	うち水田リノベ事業（R2補正）対象	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
（※1）（※2）加工用米②		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
	うち水田リノベ事業（R2補正）対象	kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
備蓄米		kg	a　㎡	kg	a　㎡	kg
合　計			a　㎡		a　㎡	

※1 ①及び②については「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」に基づく契約数量等を記載すること。

※2　新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請した数量・面積を記載すること。

水田活用の直接支払関係【地域農業再生協議会担当者記入欄】

〇交付金に係る面積について、現地確認等を踏まえて確定面積等を記入

戦略作物等関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物	基幹作物作付面積	二毛作作付面積
麦（※1）	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象	a　㎡	
大豆（※1）	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象	a　㎡	
飼料作物（除くWCS用稲）	a　㎡	a　㎡
うち青刈り稲（※2）	a　㎡	a　㎡
うち子実用とうもろこし	a　㎡	a　㎡
うち青刈りとうもろこし	a　㎡	a　㎡
上記以外の飼料作物	a　㎡	a　㎡
加工用米（※1）	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象	a　㎡	
WCS用稲	a　㎡	a　㎡
米粉用米	a　㎡	a　㎡
出荷・販売数量（数量払い対象） 玄米		kg
出荷・販売数量（数量払い対象） もみ		kg
飼料用米（生もみ除く）	a　㎡	a　㎡
出荷・販売数量（数量払い対象） 玄米		kg
出荷・販売数量（数量払い対象） もみ		kg
飼料用米（生もみ）	a　㎡	a　㎡
水稲作付面積	a　㎡	
差し引き面積	a　㎡	

産地交付金関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

対象作物	基幹作物作付面積	二毛作作付面積
そば	a　㎡	a　㎡
なたね	a　㎡	a　㎡
新市場開拓用米（※1）	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	a　㎡	a　㎡
うち水田リノベ事業（R2補正）対象	a　㎡	
高収益作物（※3）	a　㎡	

水田農業高収益化推進助成関係（水田活用の直接支払交付金対象農地のみ該当）

項目	基幹作物作付面積
高収益作物定着促進支援	a　㎡
うち野菜	a　㎡
うち加工・業務用	a　㎡
うち果樹	a　㎡
うち加工・業務用	a　㎡
うち花き・花木	a　㎡
うちその他の高収益作物	a　㎡
高収益作物畑地化支援	a　㎡
その他畑地化支援	a　㎡
子実用とうもろこし支援	a　㎡

※1　麦、大豆、加工用米及び新市場開拓用米について、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）の交付対象となっていない面積を記入し、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）の交付対象となった面積を記載すること。
※2　青刈り稲には、飼料作物以外のわら専用稲等を含む。
※3　産地交付金関係欄の高収益作物は、園芸作物等のうち、産地交付金の支払対象（見込み含む。）となっている面積を記入する。

記入欄	

農地の利用計画記入欄(農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください)

ほ場欄（注1）

農地の番号 耕地番号	農地の番号 分筆番号	地名・地番、大字、字、集落地番	交付対象農地区分(注2)	作期	面積（本地面積）	作物作付面積	作物名（注3）	自家消費該当	多収品種(注4)	品種名	地権者（権原を有する者）（注5） 住所地・氏名	改善計画の達成予定年	転換畑該当年月等（注6）	畑地化（注7）	水田農業高収益化推進計画該当（注8）	高収益作物定着促進支援開始年（注9）	うち加工・業務用（注10）	水田リノベ事業（R2補正）対象（注11）	備考
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													
					a　㎡	a　㎡													

（注1）　一つのほ場で二毛作に取り組む場合は、ほ場欄を二段書きすることとし、「作期」欄において、主食用水稲又は基幹作として作付した作物は「1」、二毛作として作付した作物は「2」と表記することで区別する。

（注2）　「交付対象農地区分」欄は、交付対象水田は「1」、交付対象外水田は「2」、畑地は「3」と表記することで区別する。なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「1」を、取組の翌年度以降は「2」又は「3」を記入する。ただし、高収益作物畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援の支援期間においては「1」を記入する。

（注3）　「作物名」欄には、主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦（※）、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、なたね（食用植物油脂用、その他）、そば（普通そば又は種子用そば）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、WCS用稲、加工用米、新市場開拓用米又は野菜等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理、土地改良通年施行等）を全てのほ場について記入する。
※　小麦のうち、ゲタの面積払に係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」と区別して記載する。

（注4）　「多収品種」欄には、区分管理で米粉用米、飼料用米の作付に取り組む場合において、多収品種を用いる場合は「1」、それ以外の場合は「2」と表記することで区別する。また、「1」の場合は「品種名」欄に品種名も記入する。

（注5）　農地中間管理機構から農地を借り受けている等の場合は、農地中間管理機構の名称を表記する。

（注6）　転換畑該当は転畑〇年〇月、植栽造成は植栽〇年〇月、新規開田は新田〇年〇月等、必要に応じて記載する。

（注7）　高収益作物の畑地化及びそれ以外の畑地化に取り組む場合は、対象年度を記入する。

（注8）　水田農業高収益化推進計画の対象となる場合は、〇を記入する。

（注9）　当年度に高収益作物定着促進支援の対象に該当するほ場は、支援が開始された年度を記入する。

（注10）　高収益作物定着促進支援に、加工・業務用の野菜・果樹で取り組む場合は、〇を記入する。

（注11）　新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（R2補正事業）に申請したほ場は、〇を記入する。

様式第２号の参考

水稲生産実施計画書兼営農計画書の記入上の注意について

■　農業者記入欄

１　「農業共済加入状況（含加入予定）記入欄」

当該年産の水稲・麦・大豆・そば・てん菜・でん粉原料用ばれいしょについて農業共済に加入している又は加入予定の場合に「○」を記入してください。

２　畑作物の直接支払交付金（ゲタ）の面積払に係る生産予定面積

ゲタの面積払に係る対象畑作物ごとの「生産予定面積」の欄は、下記（１）～（６）を参照の上、「農地の利用計画記入欄」に記入した対象畑作物ごとに、水田、畑作、二毛作の区分に限らず、作付面積の合計値を記入してください。

注）「収穫後交付を希望する」の欄は、数量払の交付申請後に面積払の交付を希望する場合のみ「する」に○を付けてください。また、一部の品目のみ希望する場合は、営農計画書（右下）の「記入欄」に希望する対象畑作物を記入してください。

なお、営農計画書の提出後（交付申請後）に、実際の作付面積が減少した場合は、速やかに地方農政局等にその旨を連絡してください。

（１）麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用麦、麦芽の原料として使用される麦（ビール用等）を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（注）なお、小麦については、春期には種する小麦（以下「春まき」という。）と秋期には種する小麦（以下「秋まき」という。）に区別して作付面積を記入してください。

（２）大豆

生産予定面積は、は種前に農協等と締結した出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用大豆、黒大豆を生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（３）そば

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。（数量払の対象とならない種子用そばを生産するための作付面積を除いた面積としてください）。

（４）なたね

生産予定面積は、農協等と需要者の間で締結されたは種前契約に基づく出荷契約や、需要者と締結したは種前契約を履行する数量を生産するための実際の作付

面積を基本とします。(数量払の対象とならないなたねを生産するための作付面積を除いた面積としてください)。

（５）てん菜

生産予定面積は、てん菜糖製造業者と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（注）なお、数量払の交付対象数量は、国内産糖交付金の交付対象とされたてん菜糖の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

（６）でん粉原料用ばれいしょ

生産予定面積は、農協等と締結した出荷契約を履行する数量を生産するための実際の作付面積を基本とします。

（注）なお、数量払の交付対象数量は、でん粉交付金の交付対象として販売されたでん粉の製造の用に供されたものの数量が上限となります。

３　「水稲単収欄」

「水稲用途別作付面積」の生産予定面積等の算定に用いる水稲単収を記入してください。

４　「水稲用途別作付面積欄」

需要者、集出荷業者等との出荷・販売契約数量及び生産予定面積を記入してください。

新市場開拓用米及び加工用米について、新市場開拓用米及び加工用米について、「うち水田リノベ事業（Ｒ２補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（Ｒ２補正事業）に申請していない数量・面積を記入し、「うち水田リノベ事業（Ｒ２補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（Ｒ２補正事業）に申請した数量・面積を記載してください。

５　「水田農業高収益化推進助成関係」

高収益作物定着促進支援に取り組む場合は、開始年度及び対象面積を記入してください。

６　農地の利用計画記入欄

（１）「農地の番号」

農地の番号については、水稲共済との整合性を図る観点から、耕地番号、分筆番号の設定に当たっては水稲共済と一体的な番号を設定するとともに、新たに水田等の追加がある場合は最後に追加し、水田等がなくなった場合は番号の修正をせず欠番としてください。

（２）「地名、地番、大字、字、集落地番」

作付面積の現地確認等の確認のために必要ですので、必ず記入してください。

（３）「交付対象農地区分」

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田は「１」を、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地以外の水田は「２」を、畑地は「３」と記入してください。

（交付対象農地区分は、地域農業再生協議会に確認して記入してください。）

なお、畑地化に取り組む場合は、取組年度においては「１」を、取組の翌年度以降は「２」又は「３」を記入してください。ただし、高収益作物畑地化支援に取り組む場合は、畑地化取組後であっても、高収益作物定着促進支援の支援期間においては、「１」を記入してください。

（４）「作期」

一つのほ場で二毛作を行う場合には、ほ場欄を二段書きすることとし、次により記入してください。

○　主食用水稲の作付けがある場合

主食用水稲の作付けは「１」を、主食用水稲以外の作物作付けは「２」を記入してください。

（例）麦「２」－主食用水稲「１」

○　主食用水稲の作付けがない場合

当年産の作物作付けのうち転作として作付けした作物を「１」を、二毛作として作付けした作物を「２」を記入してください。

（例）麦「２」－大豆「１」（麦を転作扱いとする場合は、麦「１」－　大豆「２」になります。）

７　「面積（本地面積）」

畦畔を含まない本地面積を記入してください。

また、農地転用を行った場合は、その転用面積は本地面積及び作付面積から除いてください。

８　「作物作付面積」

耕地ごとの作付面積を、１㎡未満を切り捨てて記入してください。

（注）有機栽培等を行うことにより、通常の栽培方法と比べて単収が減少する場合であっても、実際に水稲を作付けする面積を記入してください。

９　「作物名」

主食用水稲（一般米、醸造用玄米又は種子用米生産ほ場）、麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、麦芽原料用麦（ビール用麦等）又は種子用麦）、大豆（普通大豆、黒大豆又は種子用大豆）、飼料作物（青刈り稲、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし、その他）、米粉用米、飼料用米（生もみを直接利用する取組は「飼料用米・生もみ」）、ＷＣＳ用稲、加工用米、新市場開拓用米、そば（普通そば又は種子用そば）、なたね（食用植物油脂用、その他）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ（専用品種、その他）、野菜又は果樹等の作物名のほか、不作付地がある場合はその状態（調整水田、自己保全管理又は土地改良通年施行等）について記入してください。また、必要に応じて品種名も記入してください。

（注１）平成30年度以降３年間連続して作物の作付けが行われなかった場合の取扱い

平成30年度以降３年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な場合には、水田活用の直接支払交付金の交付対象農地から除外します。

ただし、次に掲げる場合を除きます。

① 人・農地プランにおいて、近い将来農地の出し手となる者の農地（平成25年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置づけられたものを含みます。）

② その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から貸借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）

（注２）畑地における対象畑作物の作付面積も記入してください。

（注３）小麦のうち、ゲタの面積払に係る生産予定面積を申請し、かつ、「春まき」と「秋まき」の両方の作付予定がある場合、「春まき」と「秋まき」に区別して記入してください。

10 「自家消費該当」

水稲（新規需要米、加工用米を含みます。）、地力増進作物及び景観形成作物を除く作物のうち、出荷・販売を一切行っていない作物について当該欄に「○」を記入してください。なお、出荷・販売用に生産する作物について、収穫後にその一部を自家消費するなど自家消費用作物の生産ほ場を特定できない場合には、記入する必要はありません。

11 「多収品種」

米粉用米及び飼料用米の作付において、多収品種を用いる場合は「１」を、多収品種を用いない場合は「２」を記入してください。また、多収品種を用いる場合は「品種名」欄に品種名を記載してください。

12 「地権者（権原を有する者）」

作物を作付ける農地の使用収益権等が本人以外となっている場合、その者の住所地、氏名を記入してください。

13 「転換畑該当年月等」

転換畑とした年月、植栽造成年月、新規開田年月を記入してください。

14 「改善計画の達成予定年」

当該水田について作成した調整水田等の不作付地の改善計画の達成予定年を記入してください。

15 「畑地化」

高収益作物畑地化支援に係る取組及びその他畑地化支援に取り組む年度を記入してください。

16　「備考」

備考として特記すべき事項を記入してください。平成29年度において醸造用玄米の生産数量目標の枠外で生産したほ場が特定できる場合には、備考欄に枠外と記入してください。

高収益作物定着促進支援に輪作で取り組む場合は備考欄に輪作と記入してください。

17　提出期限

（１）営農計画書は、経営所得安定対策等交付金交付申請書と併せて、毎年６月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接提出してください。

（２）なお、内容に変更がある場合には、毎年６月30日までに、自らが参加する認定方針作成者や申請手続の委託先である農協等を経由して地域農業再生協議会に、個別農業者で生産調整方針を作成している認定方針作成者及び生産調整方針に参加されていない個別農業者等は地域農業再生協議会に直接申し出てください。

■　水田活用の直接支払交付金関係（地域農業再生協議会担当者記入欄）

戦略作物ごとに確認した面積の合計を記入してください。ただし、新規開田地等水田活用の直接支払交付金の交付対象農地に該当していない水田での作付面積は除いてください。

麦、大豆、加工用米及び新市場開拓用米について、「うち水田リノベ事業（Ｒ２補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（Ｒ２補正事業）の交付対象となっていない面積を記入し、「うち水田リノベ事業（Ｒ２補正）対象」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（Ｒ２補正事業）の交付対象となった面積を記載してください。

以　上

様式第３号

経営所得安定対策等交付金振込口座届出書兼口座名義人に対する委任状

初めて加入及び代理人に委任をされる方は、必ず提出してください。ただし、前年度までに加入及び委任状を提出している方は、変更する必要がある場合のみ提出してください。なお、原則、口座名義は申請者名と同一としていただきますが、代理人に委任される場合は、必ずその理由を記入してください。

年　　月　　日

地方農政局長　殿

住所

氏名

申請の内容	☐新規加入　☐振込口座変更　☐代理人に委任（以下の欄に代理人を記入してください）

交付金の振込口座

金融機関（ゆうちょ銀行以外）

金融機関コード（数字4ケタ）	金融機関名
	農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金

支店コード（数字3ケタ）	支店名

預金種別（該当のものにレ印をつけてください）	口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）
☐普通　☐当座　☐別段　☐通知	

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

ゆうちょ銀行

記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）	番号（右づめで記入）
1　　0※	1

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

＜代理人に委任される方＞

私は、経営所得安定対策等交付金における交付金の交付申請に関し、以下のとおり代理人を定め、本交付金の受領に関する一切の権限を委任します。なお、本委任における、一切の責任は自己で負うものとします。

代理人	住所	
	氏名	
別途口座を使う理由		

※理由を証する書類を添付してください。（添付書類の例：①ブロックローテーションや産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進などの内容、②それに参加する農家名、③農業者間調整の状況など）

＜産地単位でのまとまった戦略作物等への作付転換の推進のため代理人に委任される場合で交付申請書及び営農計画書の変更について代理人に委任される方＞

経営所得安定対策等交付金における交付申請書及び営農計画書の内容の変更について、代理人に委任される場合は、右の□にチェック（✔）を入れてください。　☐

交付申請者管理コード	地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									

⚠ **口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。**

※収入減少影響緩和交付金に加入している方は、同交付金及び積立金の受領に関する委任も本委任状をもって兼ねることとします。

様式第５号

年　　月　　日

経営所得安定対策への加入を希望する集落営農の一覧

○○農政局長
北海道農政事務所長
沖縄総合事務局長　　殿

市町村長

経営所得安定対策等実施要綱(平成 23 年４月１日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第１の１の（１）の①のイの（ウ）の規定に基づき、○年○月○日現在、下表の○年度の経営所得安定対策への加入を希望する集落営農については、農業経営を営む法人となること及び地域における農地利用の集積を確実に行うと見込まれるものと判断します。

番号	集落営農名称	代表者氏名	所在地住所	設立年月
1	○○集落営農	○○○○	○○県○○市・・・	27.3
2	□□集落営農	□□□□	○○県○○市・・・	25.3

様式第６号

経営所得安定対策等交付金の対象作物等の
地域別作付計画面積報告書

年　　月　　日

○○農政局長　殿
（北海道農政事務所長／内閣府沖縄総合事務局長）

地域農業再生協議会長

経営所得安定対策等実施要綱（平成23年４月１日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅲの３の（２）の規定に基づき、７月１日現在における営農計画書の内容を取りまとめたので、下記のとおり報告します。

1 経営形態:

2 営農計画書の提出件数(交付申請者数)　　件

3 畑作物の直接支払交付金の生産予定面積(単位:ha)

作物名	麦				大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしょ	そば	なたね
	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦					
生産予定面積									

4 水田活用の直接支払交付金の作付計画面積

(1)戦略作物助成(単位:ha)

作物名	麦	大豆	飼料作物（除くWCS用稲）	うち子実用とうもろこし	うち青刈りとうもろこし	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを利用する取組を除く	うち生もみを直接利用する取組	加工用米
作付計画面積											
うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く											
うち水田リノベ事業（R2補正）対象											

※　麦、大豆及び加工用米について、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く」欄には、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱（令和3年1月29日付け2政統第1912号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業（以下「低コスト生産等支援事業」といいます。）の交付対象面積を除く面積を記入し、「うち水田リノベ事業（R2補正）対象」欄には、低コスト生産等支援事業の交付対象となった面積を記入してください。

(2)水田農業高収益化推進助成対象面積(単位:ha)

作物名等	高収益作物定着促進支援								高収益作物畑地化支援	その他畑地化支援	子実用とうもろこし支援
	野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	その他			
対象面積											

【参考】主食用米等及び二毛作面積(単位:ha)

作物名	主食用米	二毛作面積※									
		麦	大豆	飼料作物（除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	新市場開拓用米	そば	なたね
作付計画面積											

※　営農計画書の農地の利用計画記入欄に記載された二毛作面積の合計を記載してください。

5 水田活用の直接支払交付金の交付対象農地(単位:ha)

※
　　ha
(うち加入者の面積　　ha)

定期的な確認方法
☐ 実測（実測年度:）　☐ 公的資料との確認（資料名:）　☐ その他（確認方法:）

※　協議会の水田情報（水田台帳等）で整理されている全ての交付対象水田（4の（2）の畑地化の面積は除きます。）の合計面積を記載してください。

様式第7号

経営所得安定対策等交付金の交付申請者別作付面積確認結果報告書

年　　月　　日

○○農政局長　　殿
（北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長）

年産経営所得安定対策加入者別の作付面積を確認したので、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の5の（3）の規定に基づき、その結果を下記のとおり報告します。

地域農業再生協議会長

水田活用の直接支払交付金対象作物面積

○戦略作物助成等対象面積

農業者氏名	交付申請者管理コード	作物作付面積（交付対象農地のみ該当）																		
		麦	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	うち水田リノベ事業（R2補正）対象	大豆	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	うち水田リノベ事業（R2補正）対象	飼料作物（除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	うち生もみを直接利用する取組	加工用米	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	うち水田リノベ事業（R2補正）対象	※そば	※なたね	※新市場開拓用米	うち水田リノベ事業（R2補正）対象を除く	うち水田リノベ事業（R2補正）対象
		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

※そば、なたね、新市場開拓用米（うち水田リノベ事業対象を除く）は産地交付金の追加配分の対象

○水田農業高収益化推進助成等対象面積

農業者氏名	交付申請者管理コード	対象面積（交付対象農地のみ該当）										
		高収益作物定着促進支援								畑地化支援		子実用とうもろこし支援
		野菜	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	花き・花木	果樹	うち加工・業務用	うち加工・業務用を除く	その他	高収益作物畑地化支援	その他畑地化支援	子実用とうもろこし
		a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

【参考】二毛作面積

作物作付面積（交付対象農地のみ該当）									
麦	大豆	飼料作物（除くWCS用稲）	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	新市場開拓用米
a	a	a	a	a	a	a	a	a	a

様式第８号

交付申請者の農業経営の承継等に関する申出書

年　　月　　日

○○農政局長　　殿
（北海道農政事務所長／内閣府沖縄総合事務局長）

交付申請者氏名　（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）

経営承継者又は相続人の氏名　（法人等にあっては、名称及び代表者氏名）

経営所得安定対策等交付金の交付申請者から農業経営の承継又は相続により、私が代わって交付金の交付を受ける承継をすることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

１　農業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生年月日	年　　月　　日
内容（該当するものにレ印を記入してください） ☐ 合併　☐ 移譲　☐ 相続　☐法人化 ☐ その他（以下に具体的に事由を記入してください） [　　]	

２　農業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継前の経営体（対策加入者）	（いずれかにレ印を記入してください） 〔新〕☐承継後の経営体（経営承継者） ☐経営を承継しない相続人
フリガナ		
氏名・組織名称		
フリガナ		
代 表 者 氏 名		
交付申請者管理コード		
住　　所	電話　（　）	電話　（　）

３　交付金の振込口座（口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。）

金融機関（ゆうちょ銀行以外）

金融機関コード（数字4ケタ）	金融機関名
	農業協同組合　銀行　信用金庫 信用組合　労働金庫　信連　農林中金

支店コード（数字3ケタ）	支店名

預金種別（該当のものにレ印をつけてください）	口座番号（7ケタに満たない場合は、右づめで記入）
☐ 普通　☐ 当座　☐ 別段　☐ 通知	

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

ゆうちょ銀行

記号（6ケタ目がある場合は※部分に記入）	番号（右づめで記入）
1　　　　0 ※	1

口座名義人	
フリガナ	
漢字	

（備考）

（注意事項）
(1)　交付申請者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該交付申請者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。
(2)　交付申請者と経営承継者が複数の場合は、全ての経営体について記入してください。
(3)　農業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。
(4)　交付金の振込口座に該当する「通帳表紙裏ページ」のコピーを添付してください。
(5)　収入減少影響緩和交付金の加入者から承継又は相続を受けようとする方であって、引き続き同交付金に加入することを希望する場合は、積立金返納申出書及び積立申出書を併せて提出してください。

様式第９－１号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書

農林水産大臣　殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の品質区分別生産量に基づき計算される金額の交付を申請します。

申請者		
	住所	
	氏名又は法人・組織名	
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A									

麦

品質区分（等級/ランク）		品質区分別生産量						
		小麦				二条大麦	六条大麦	はだか麦
		春期には種する小麦		秋期には種する小麦				
		（パン・中華麺用品種以外）	（パン・中華麺用品種）	（パン・中華麺用品種以外）	（パン・中華麺用品種）			
１等又は１等相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
２等又は２等相当	Aランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Bランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Cランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	Dランク	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg

大豆

品質区分（等級）		品質区分別生産量
普通大豆	1等又は1等相当	kg
	2等又は2等相当	kg
	3等又は3等相当	kg
特定加工用	合格又は合格相当	kg

てん菜

品質区分（加重平均糖度）	販売総数量
度	kg

でん粉原料用ばれいしょ

品質区分（加重平均でん粉含有率）	販売総数量
%	kg

なたね

品質区分（品種）	販売総数量
キザキノナタネ	kg
きらきら銀河	kg
キラリボシ	kg
ナナシキブ	kg
その他品種	kg

そば

品質区分（等級）	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

（注1）　品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。
（注2）　上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

＝＝

記入欄	

←左の記入欄に消費税の課税事業者の場合は「１」を免税事業者の場合は「０」を記入してください。（必須回答）

様式第９－２号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書
（予定数量報告書）

農林水産大臣　殿

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付を受けたいので、以下の予定数量に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、品質区分別生産量が確定した際には、生産実績数量報告書を提出することを誓約します。

申請者		
	住所	
	氏名又は法人・組織名	
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

大豆	
予定数量	kg

そば	
予定数量	kg

（注） 予定数量を確認できる入庫伝票等を添付してください。

様式第９－３号

年産

畑作物の直接支払交付金における数量払の生産実績数量報告書

農林水産大臣　殿

「畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書（予定数量報告書）」において、報告した数量が、以下のとおり品位等検査又は品質区分の確認により品質区分別生産量が確定したので、その実績数量を報告します。

申請者		
	住所	
	氏名又は法人、組織名	
	代表者名（法人・組織のみ）	

申請年月日	年　　月　　日

交付申請者管理コード

地域協議会等管理コード

「水田・畑作経営所得安定対策」対策加入者管理コード

A

大豆

品質区分（等級）		品質区分別生産量
普通大豆	1等又は1等相当	kg
	2等又は2等相当	kg
	3等又は3等相当	kg
特定加工用	合格又は合格相当	kg

そば

品質区分（等級）	品質区分別生産量
1等又は1等相当	kg
2等又は2等相当	kg

（注意事項）

（注1） 品質区分別の生産量を確認できる出荷伝票等を添付してください。

（注2） 上記様式の内容の改変を伴わない限り、必要に応じ様式を変更することができるものとする。

様式第９－４号

年　　月　　日

畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売
（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書

（自家加工販売等農業者）住　所

氏　名

交付申請者管理コード

１　自家加工販売（直売所等での販売）計画

麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を予定する農業者については、その数量等について、本様式に必要事項を記載し、交付申請書（様式第１号）に添付してください。

①　原料農産物使用計画（麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載）

原料農産物名	年間使用量（単位：kg）	左記のうち自ら生産した数量（単位：kg）

②　商品の加工販売計画（直売所等での販売計画）及び販売形態

商　品　名　等	年間販売予定数量（単位：kg）	商品の販売形態 （該当する形態に○を付けてください）
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合　　計		

販売形態が「その他」である場合の具体的な販売方法（　　）

③　商品の主な販売先　（該当する販売先に○を付けてください。直売所等の場合は名称等を記載してください。）

一般消費者	卸売業者	小売業者	スーパー等
直売所等 ※ 複数の直売所等に販売している場合は、主な販売先の直売所等の情報を記載してください。	直売所等の名称： 所　在　地： 連　絡　先：		

④　原料農産物の生産数量を証明する書類

数量払の交付申請書を提出する際には、自ら生産した原料農産物の数量を証明する書類を提出することが必要となります。現時点で、提出する予定の証明書類に○を付けてください。

・農産物検査結果通知書の写し
・品種名・数量が分かる品位等検査結果の写し
・品質区分の確認の結果を証明した書類の写し
・製油業者等に製油を委託した原料の数量が分かる伝票の写し
・農協等に乾燥・調製を委託した場合の乾燥・調製後の数量が分かる伝票の写し
・そのほか生産数量を客観的に確認できる書類（　　）
※具体的な書類名を（　　）に記載してください。

※　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）第５条第１項の規定に基づき、総合化事業計画に係る認定を受けた者は、本計画書の１の内容について、総合化事業計画により確認できる場合、同計画の写しの提出により記載に代えることができます。

２　自家加工販売（直売所等での販売）出荷・販売等実績報告書

前年産の麦・大豆・そば・なたねについて、自家加工販売や直売所等での販売を行った者については、その数量等について、実績を記載してください。

①　原料農産物使用実績（麦・大豆・そば・なたねのうち該当する農産物を記載）

原料農産物名	年間使用量（単位：kg）	左記のうち自ら生産した数量（単位：kg）

②　商品の加工販売実績（直売所等での販売実績）及び販売形態

商　品　名　等	年間販売数量（単位：kg）	商品の販売形態 （該当する形態に○を付けてください）
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
		自社店頭販売・直売所・宅配販売・その他
合　　計		

【注意】自家加工販売や直売所等での販売を行っていた者であって、前年産の当該農産物に係る数量払の交付申請時点において、自家加工販売の原料に供する予定であった数量又は直売所等で販売する予定であった数量について、確実に出荷・販売したことが分かる出荷・販売伝票の写し等の一つを添付してください。

なお、出荷・販売伝票の写し等の書類の提出がなく、出荷・販売したことが確認できない場合には、前年産の当該農産物に係る数量払の交付金を返還していただく場合があります。

（北海道・収入保険に加入している構成員のいる集落営農用）

年産

様式第10－１－①号

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
　　氏　名　（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）

対策加入者管理コード	A

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

対象農産物	地域等区分	生産実績数量
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg
		kg

（注意事項）

・収入保険に加入している構成員のいる集落営農にあっては、対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量から、当該構成員の分を除いた生産実績数量を申告してください。

・対象農産物ごと、地域等区分ごとの生産実績数量を確認できる書類を添付してください（畑作物の直接支払交付金における数量払（以下「数量払」と言います。）の交付申請数量と同じ数量の場合は、添付する必要はありません。）。また、集落営農であってその構成員に収入保険に加入している者がいる場合にあっては、当該構成員に係る数量を確認できる書類も添付してください。

・生産予定面積の申出の有無に関わらず、数量払の交付対象数量がある対象農産物については、生産実績数量として交付対象となりますので、当該対象農産物に係る生産実績数量を全て申告してください。

・米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の当該交付金の交付対象とならない米穀の数量については、生産実績数量には含めないでください。

様式第10－1－②号

兵庫・高知・宮崎・鹿児島用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
　　氏　名　（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）

対策加入者管理コード	A									

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1　米穀

（1）農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

（2）農産物検査3等相当以上かつ、（1）以外の者（民間集荷業者や消費者等）に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

（3）　合計（（1）＋（2））

地域等区分	生産実績数量
	kg
	kg

2　畑作物（麦、大豆）

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

（注意事項）

・　米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

様式第10－1－③号

その他の都府県用

XX年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

申請者　住　所
　　氏　名　（法人等にあっては、名称及び代表者の氏名）

対策加入者管理コード	A									

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1　米穀

（1）農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg

（2）農産物検査3等相当以上かつ、（1）以外の者（民間集荷業者や消費者等）に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
	kg

（3）　合計（（1）＋（2））

地域等区分	生産実績数量
	kg

2　畑作物（麦、大豆）

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

（注意事項）

・　米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。